

# 令和7年度からの新制度に関する情報について

- ① 「みどり加算」の追加
- ② 活動メニューの拡充と新たな加算措置
- ③ そのほかの制度改正

※国の予算概算要求時点の説明（10月）に基づく情報提供になります。  
そのため、今後制度内容が変更される可能性があります。  
国制度概要の確定は1月ごろを想定しています。

# 令和7年度予算概算要求資料（国）

## 75-1 日本型直接支払のうち

### 多面的機能支払交付金

【令和7年度予算概算要求額 51,222（48,589）百万円】

#### <対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

#### <事業目標>

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上〔令和7年度まで〕）
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合の向上（6割以上〔令和7年度まで〕）

#### <事業の内容>

#### 1. 多面的機能支払交付金 49,683（47,050）百万円

- 農地維持支払**  
地域資源の基礎的保活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- 資源向上支払**  
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

#### 交付単価

(円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払 (共同)※1	②資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	①農地維持支払 (共同)※1	②資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

- ※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
- ※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

#### 2. 多面的機能支払推進交付金 1,539（1,539）百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

#### <事業の流れ>



#### <事業イメージ>

#### 農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

#### 資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）

※一定の要件を満たす場合、土地改良区及び農業法人が実施主体になることを可とする。

対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

#### 【加算措置】

(円/10a)

項目	都府県		北海道	
	田	畑	田	畑
多面的機能の更なる増進への支援	400	240	320	80
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）への支援	400		320	

項目	都府県		北海道	
	田	畑	田	畑
環境負荷低減の取組への支援	800	4,000	8,000	3,000
組織の体制強化への支援	4,000	8,000	3,000	4,000
組織の広域化と活動支援班※の設置を併せて行うこと	40万円/組織	40万円/組織	40万円/組織	40万円/組織

※広域活動組織内の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置される班

【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課（03-6744-2197）

## 令和7年度制度改正による追加項目

### 「みどり加算」

- ✓「環境保全型農業直接支払交付金」の取組の一部が、多面的機能支払交付金（まるごと）に移行されます。

以下の取組が移行される予定です。

- 長期中干
- 冬季湛水（ふゆみずたんぼ）
- 江の設置（水田ビオトープ）

- 要件（暫定）
  - 環境こだわり農産物の認証を受けたほ場で実施していること。  
（農薬5割減）

○「まるごと」の活動組織が地域ぐるみでこれらの活動に取り組む場合、取り組みを行う面積に応じて交付金を受けられます。

○今まで「環境保全型農業直接支払」でこれらの取組を行っていた団体、農業者も、引き続き交付を受けることができる予定です。

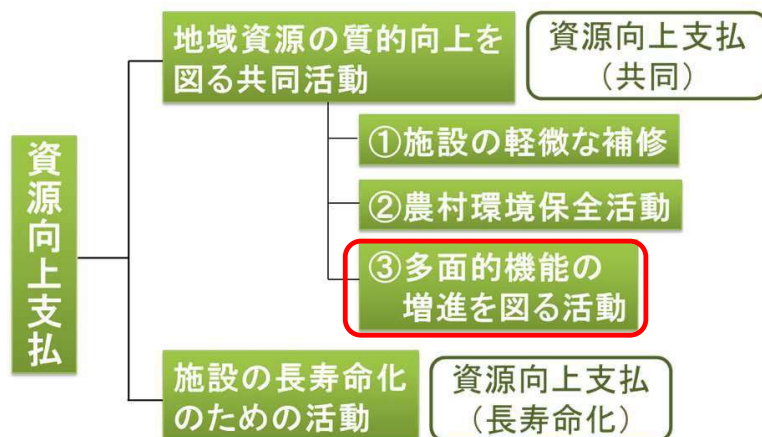
○取組するかどうかは活動組織の任意です。

※交付を受けるための詳しい要件については調整中です。

# 令和7年度制度改正による追加項目

## 「多面的機能のさらなる増進に向けた活動への支援」

- ✓資源向上活動（共同）の「多面的機能の増進を図る活動」にメニューが追加されます。
- ✓新しく追加されたメニューに取り組む場合に加算措置が追加されます。



### 追加されるメニュー

- 広域活動組織における活動支援班の設置
- 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化

○「まるごと」の活動組織が地域ぐるみでこれらの活動に取り組む場合、資源向上支払（共同）の単価に追加で交付金を受けられます。

○追加した年度を含む活動期間中に限り加算が適用されます。

○追加されたメニューに取り組むかどうかは活動組織の任意です。

※**交付を受けるための詳しい要件については調整中です。**

地目	加算単価(円/10a)
田	300
畑	180
草地	30

# 令和7年度制度改正による追加項目

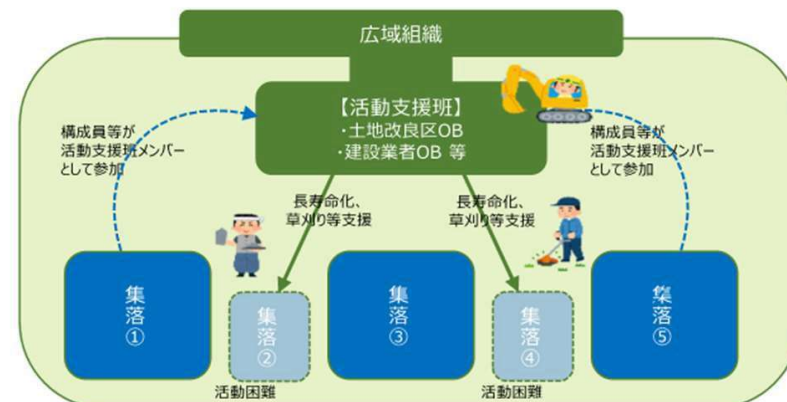
## 「多面的機能の増進を図る活動」の追加メニューに関する説明

✓「まるごと」の交付金を用いて以下の活動が行えるようになります。

### 広域活動組織における活動支援班の設置

○活動支援班とは、複数の集落で構成される活動組織（広域活動組織）において、集落をまたいで共同活動の支援を行うグループです。

（草刈、泥上げ、補修工事等の直営施工など）



### 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化

○活動組織ぐるみで行う長期中干、冬季湛水、江の設置

#### （参考）環境保全型農業直接支払での活動内容

- 長期中干：14日以上の中干、1本/10a以上の溝切
- 冬季湛水：冬季に2か月以上の湛水期間を確保すること
- 江の設置：栽培中湛水状態が保てるビオトープを10m/10a以上設置すること

※みどり加算と異なり、農薬使用量5割減等の要件はない予定です。

※活動の詳細い要件については調整中です。

## そのほかの制度改正情報 1

○広域活動組織でも、長寿命化の直営施工を実施していない場合、資源向上支払（長寿命化）の交付単価上限が5/6になります。

- ただし、活動支援班を設置している場合、直営施工を実施していなくても交付単価上限は満額のままです。
- すでに直営施工を行われている活動組織については特に影響はありません。

○土地改良区、農業法人が活動組織の主体となるできるようになります。

- 条件を満たす土地改良区や担い手農家が直接交付金を受け取り活動できるようになります。

土地改良区が主体

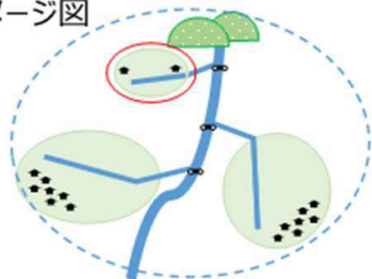
イメージ図



認定面積



水土里ビジョン（仮）策定範囲



農業法人が主体

イメージ図



認定面積



※詳しい要件については調整中です。

## そのほかの制度改正情報 2

○「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェック」が追加されます。

事業計画書提出時に取り組み項目にチェック、その後毎回の活動時にチェック内容に気を付けて活動してもらうものです。

例) 悪臭及び害虫の発生防止…草刈り、泥上げの際の発生ごみを適切に処理し、悪臭、害虫等が発生しないように努めてください。

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)		申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	<input type="checkbox"/>	共同活動において除草や水路の泥上げ等を行う場合には、気温や周辺環境等を考慮し、草や土砂等を適切に処理することで悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>	⑧	<input type="checkbox"/>	共同活動を行う場合には、 プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>

※チェックしていただくのは、活動の際に気を付けていただきたい上記のような基本的な事項のみの予定です。

○広域活動組織を立ち上げる際の補助が追加されます。(組織の体制強化への支援)

・広域活動組織の立ち上げと同時に「活動支援班の設置」を行った場合、広域活動組織を立ち上げた年度に限り、追加交付があります。

※詳しい要件については調整中です。